

「さっぽろ LOVERS」設置規約

(名称)

第1条 本会は、「さっぽろ LOVERS」という。

(目的)

第2条 本会は、札幌市についての情報交換と会員相互の交流・親睦を図ることにより、札幌市政の推進に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、中央省庁に勤務する者のうち、次のいずれかに該当するものをもって構成する。

- (1) 出生地が札幌市である者
 - (2) 札幌市内の学校に在籍したことがある者
 - (3) 省庁からの出向により、札幌市役所における勤務経験がある者
- 2 本会の会員は、中央省庁退職後3年間は名誉会員として構成員の資格を有する。

(役員)

第4条 本会に、役員として代表世話人若干名を置く。

2 本会に、次の役員を置くことができる。

- (1) 世話人 若干名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 顧問 若干名

(事業)

第5条 第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会・懇親会の開催
- (2) その他

(個人情報の取扱い)

第6条 個人情報については、本会の活動に関わる目的以外には使用しない。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、札幌市東京事務所に置く。

附 則

- 1 この規約は、令和6年1月31日から施行する。
- 2 この規約によるもののほか、必要な事項は役員会において協議する。

附 則

この規約は、令和6年9月26日から施行する。